

第 6 章

資料編

第6章 資料編

1 徳之島町介護保険運営協議会設置要綱

平成18年3月16日要綱第4号

改正

平成23年10月1日要綱第5号

平成26年8月1日要綱第10号

徳之島町介護保険運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の介護保険事業の円滑な運営を図るため、徳之島町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事項を協議する。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険給付及び地域密着型サービスの運営等に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。
- (4) その他介護保険事業の円滑な実施に関すること。

(構成)

第3条 運営協議会は、委員20名以内で構成し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 介護保険サービス事業者
- (2) 介護支援専門員協議会代表
- (3) 町社会福祉協議会職員
- (4) 町医師会及び歯科医師会関係者代表
- (5) 民生委員協議会代表
- (6) 高齢者クラブ連合会代表
- (7) 女性連絡協議会代表
- (8) 被保険者の代表
- (9) 高齢者保健福祉関係機関職員
- (10) 町議会議員の代表
- (11) 前各号のほか、地域の保健福祉推進のために必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、再選は妨げない。

2 役職をもって委嘱された委員は、その役職の在任期間とする。

(委員長等)

第5条 運営協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。

3 委員長は会務を統括する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 運営協議会は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは関係者の出席、説明及び資料の提出を求め
ることができる。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は、介護福祉課介護保険係に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日要綱第5号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年8月1日要綱第10号）

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 介護保険運営協議会委員名簿

【委員】

令和2年4月1日現在

No.	職名	氏名
1	副町長	幸野 善治
2	医師会代表	宮上 寛之
3	医療機関代表	藤田 安彦
4	議会（議長）	池山 富良
5	高齢者クラブ連代表	重岡 堯夫
6	自治公民館連代表	山口 史
7	女性連代表	米良 洋子
8	民生委員代表	重岡 四男
9	社会福祉協議会会長	町 田喜男
10	福祉施設代表	松山 憲久
11	社会福祉協議会事務局長	元田 亘
12	食生活改善推進員	吉川 洋子
13	居宅支援事業所代表（民間）	牧 輝美
14	福祉活動相談員	櫻木 孝志
15	地域密着型サービス代表	政木 達也
16	介護サービス事業所	稲 智恵
17	介護サービス事業所（訪問リハビリ）	竹田 かおり
18	介護福祉課長	保久 幸仁
19	地域包括支援センター長	白山 直美
20	保健センター保健師	星野 祐子

【協議会事務局】

	職名	氏名
	介護福祉課長補佐兼介護保険係長	田畑 和也
	介護保険主査	元田 大貴
	介護保険主事補	古川 美穂
	地域包括支援センター主査	吉岡 光
	地域包括支援センター主事補	里村 哲修

委嘱期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

3 用語解説

あ行

●ICT

人と人がコンピューター技術を活用して通信をすること。

●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報支援を届ける取組

●アセスメント

介護業務におけるアセスメントとは、介護過程の第一段階において、利用者の課題分析をするために、何を求めているのかを正しく知るために行われる評価や査定のこと。

●インセンティブ

個々の取組状況によって見返りを与える取組

●インフォーマル

近隣や地域社会、ボランティアなどが行う非公式的なもの。活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取組を行うもの。

●NPO（NPO法人）

非営利団体。営利活動を目的としない団体等を指す。

●OJT

職場での実務を通じで行う従業員の教育訓練のこと。

か行

●介護給付

要介護認定により要介護と判定された被保険者に対する保険給付。居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費についての保険給付が行われる。

●ケアマネ会

介護支援専門員協会の略称。介護支援専門員は一般にケアマネジャー（略してケアマネ）とも呼ばれている。

●ケアマネジメント

要介護者等に対し、個々の解決すべき課題や状態に即した介護サービスが適切かつ効果的に提供されるよう、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立すること。

さ行

●サロン

だれもが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする場。

●生活習慣病

がん、脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病、脂質異常症、高尿酸血症など、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に関与していると考えられる疾患の総称。

●前期高齢者・後期高齢者

65歳以上の方のうち、特に75歳以上の方を指し、65歳から74歳の方を前期高齢者、75歳以上の方を後期高齢者という。

た行

●第1号被保険者

介護保険では、日本国内に住所を有する65歳以上の人。

●調整交付金

介護保険財政において、第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために国より交付されるもの。

な行

●認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障がいにより持続的に低下したり、失われたりする状態。

は行

●PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価

(Check) に基づいて改善 (Act) を行う、という行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

●フレイル

高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」のこと。身体機能の低下（フィジカルフレイル）、口腔機能の低下（オーラルフレイル）、認知・心理障害（コグニティブフレイル）、社会的孤立（ソーシャルフレイル）といった様々な要素を含む多面的な概念であり、この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。

●ボランティア

社会を良くするために、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供などを行う人をいう。

ま行

●民生委員

「民生委員法」に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者で、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。保護を要する人への適切な保護指導や福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力するなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務する。

や行

●要介護状態

身体上又は精神上の障がいがある為に、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6箇月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態。

ら行

●老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対して、その心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とした法律。